

令和5年 第5回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月25日(木) 9:00 ～ 10:30

2 開催場所 役場第3会議室

3 出席者

農業委員(5名)

1番 勝 三千也 2番 藤村 秀久

3番 玉野 公和 4番 重 照代

5番 上村 太一

農地利用最適化推進委員(2名)

泉 富保 坂元 龍馬

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 協議

(1) 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(国直地区)

(1) 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(国直地区)

日程第5 各農業委員・推進委員活動報告

日程第6 事務連絡

日程第7 その他

閉会

農業委員会事務局職員

事務局長 福本 新平

農地主事 菊地 諒

臨時職員 満 清久

議長	日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。これにご異議ありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。それでは2番 藤村委員、5番 上村委員の両氏を本日の署名委員に指名いたします。両氏は、よろしくお願いいたします。
議長	(会期の決定) 日程第2 会期についてお諮りいたします。 会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。
議長	日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。
事務局	前回の第4回総会以降の諸般の報告につきましては、各農業委員のお手元にお配りした資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について提案をいたします。議案第5号の内容説明を事務局から、調査報告を重委員からお願いします。
事務局	(議案第5号について内容説明) 議案第5号につきまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請が令和5年5月11日に申請、同日受付しております。譲渡人が〇〇〇(〇〇〇在住)、譲受人が〇〇〇(60歳、〇〇〇在住、自営業)で所有権の移転です。許可を受けようとする所在地は、大和村大字国直字〇〇〇番。登記簿は田、現況は畑で、広さは〇〇〇㎡です。対価賃料は、10aあたり195千円です。野菜を作りたいとのことです。
4番委員	特に問題ないと思います。
議長	それでは議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
3番委員	住所が奄美市の方ですが、農地は本件以外にどこにあるのか。
事務局	住用でタンカン園を手伝っているそうです。
3番委員	近隣で5条申請があつたり、違法転用があつたりするが、農地で使っていく予定で、間違いはないですか。
事務局	農地で利用することで確認しています。
議長	それでは議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。

議長	異議なしと認め、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに決定いたします。 続いて、議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について提案をいたします。議案第16号の内容説明を事務局から、現地調査報告を上村委員より報告をお願いします。
事務局	(議案第16号について内容説明) 議案第16号につきまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請が令和4年12月12日に申請、同日受付しております。譲渡人が〇〇〇(〇〇〇在住)、譲受人が〇〇〇(42歳、大和村〇〇〇在住、会社経営)で所有権の移転です。許可を受けようとする所在地は、大和村大字戸円字〇〇〇番〇〇〇、大和村大字大金久字〇〇〇、〇〇〇。登記簿、現況は共に畑で、広さは8筆合計で26,949㎡です。対価賃料は、10aあたり165千円です。
委員	立木が多くありますが林業、農業をされている方で特に問題ないと思います。シキミを計画しているそうです。
議長	それでは議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
委員	以前、売買の話を聞いたことがあるが、そのような話はなかったのか。
事務局	そのような話は特にありませんでしたが、司法書士が間に入り契約から売買まで委任しているそうです。
委員	現地調査の立ち会いは、司法書士が立ち会ったのか。
事務局	いいえ。譲受人が立ち会っています。
議長	それでは議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、日程第5 各農業委員・推進委員活動報告を2番 藤村委員より順次お願いします。
委員	農業委員活動報告 以上で、活動報告を終わります
議長	続きまして、日程第6 事務連絡をお願いします。何かございませんか。
事務局	・奄美地区農地利用最適化推進会議について ・農業者年金について ・昨年度からの5条の進捗、許可状況 ・農業委員の任期に伴う総会日の調整(次回7/20開催)

議長	続きますして，日程第7 その他 何かございませんか。
委員	なし
議長	以上で、令和5年第5回定例農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員 2番委員（藤村）
	5番委員（上村）